サービス付き高齢者向け住宅登録(更新)後の手続き等

○大阪市都市整備局(本庁舎) ◇大阪市福祉局(船場分室)	●申請者	△建 築 主 事 □国土交通省	
●変更届出書提出 ・登録事項等に変更があったとき してください。 ○受理	・、必要に応じて届出書を2部提出← ●ご確認します。質疑・訂正等が無け	口掛工又进省	
	・必要に応じて主事に確認してくた ・必要に応じて整備事業事務局に確 ・必要に応じて整備事業事務局に確	♪ △ 値認してください。	
 ●目的外使用承認申請書 ・登録事業者が目的外使用の承認を受けようとするときは、申請書を3部提出してください。 ○←● ○目的外使用承認申請書受付 ・都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。 ・審査終了後、目的外使用承認通知書及び副本1部をお渡しします。 			
を2部提出してください。 〇 〇 受理	譲渡したときは、譲受人は、届出書 ←● で確認します。質疑・訂正等が無け ・必要に応じて整備事業事務局に確	ll l	

○大阪市都市整備局(本庁舎) ◇大阪市福祉局(船場分室)	●申請者	△建 築 主 事 □国土交通省	
●廃業届出書提出 ・登録事業者がその登録事業を見である法人が合併及び破産手続しようとするきは、届出書き・登録事業者が破産手続開始の利届出書を提出してください。 ○受理	廃止しようとするとき、登録事業者 売き開始の決定以外の理由により解 と2部提出してください。 決定を受けたときは、破産管財人が ← ● で確認します。質疑・訂正等が無け	口四工又应目	
	・必要に応じて整備事業事務局	$\rightarrow \triangle$	
 ●抹消申請書提出 ・登録事業者がその登録を抹消しようとするときは、届出書を2部提出してください。 ○ ● ● ○ ● 理 ・都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。 			
	・必要に応じて整備事業事務局	$\rightarrow \triangle$	